

小浜市地域防災計画に関するパブリックコメント意見募集の結果

○意見の募集期間 令和3年1月15日～2月4日

○意見の提出人数(件数) 2名(16件)

No.	市民の皆様からのご意見	ご意見に対する市の考え方
1	<p>自主防災組織の設置は、行政区単位で、かつ全行政区に組織、整備が必要です。住民数や地理的状況を考慮し、市と行政区区長との話し合いで、自主防災組織の構成員人数を決めては如何かと考えます。</p>	<p>市では全行政区における自主防災組織の設立を支援するため、組織設立における補助や出前講座等を実施しています。</p> <p>自主防災組織の構成員については、地域の特性を踏まえながら地域で決めることが重要です。市では、引き続き自主防災組織の整備や活動が円滑に行われるよう、助言や助成等の各種支援を行っていきます。</p>
2	<p>自主防災組織の大半は、区自治会の役員が名を連ねており、大半が男性主体の構成と考えられます。副会長を女性とすることや、複数の女性役員を登用するよう指導されるべきと感じます。</p>	<p>ご意見のとおり、防災体制の整備において、女性の参画促進が重要となっています。</p> <p>市では、令和3年度からの第3次おばま男女共同参画プランにおいて、自主防災組織などにおける男女共同参画の推進、男女共同参画の視点による防災体制の整備を位置付けています。</p>
3	<p>自主防災組織の防災リーダーの育成に関する市の措置として「防災関係機関と協力し、各地区において初期消火および応急救護などの講習会を開催する」とありますが、具体的に洪水や土砂災害の発災に際しての、自主防災組織のリーダーの役割は記載されていません。AEDの取扱いに関しても不安を感じます。自主防災組織のリーダーには、防災士に準じた研修や若狭消防組合での普通救命講習1の修了証取得を義務付けるべきと考えます。</p>	<p>自主防災組織の充実を図るうえで、自主防災組織のリーダーは中心的な役割が期待されます。</p> <p>地域によっては、消防機関等へ依頼し、研修を実施しているところもあります。今後も、県が実施する、リーダー等を対象とした「地域防災リーダースキルアップ研修」や、市が実施する研修等を通じ、防災活動における知識や技能の習得支援を行っていきます。</p>
4	<p>小浜市防災士の会は、自主防災組織との連携を行動目標として討議していますが、自主防災組織側が必要を感じられなければ、連携は成り立ちません。自主防災組織と小浜市防災士の会の連携を規格化できないでしょうか。</p>	<p>一般災害対策編第1章第3節「防災関係機関の事務または業務の大綱」において、市は指定地方行政機関、指定公共機関、他の地方公共団体、公共的団体、住民等と連携して災害対策を行うことが位置付けられており、小浜市防災士の会も関係機関として今回の改定で位置付けています。</p>

5	<p>指定緊急避難場所の規程がありますが、ハザードマップへの記載も具体的ではなく、はっきりしません。また、ハザードマップに、指定避難所、自主開設避難所の表示がありますが、地区によって、自主開設避難所の表示が不足しています。更に、市から避難を発令された場合、住民が何処へ避難するか、はっきりしません（片寄った避難所への集中と混雑を招く）。</p> <p>自主防災組織と住民との話し合いで、避難するかしないか、避難するとすれば何処へ避難すべきか、等を相互確認することが重要と考えます。</p>	<p>市では、36施設を「指定避難所」兼「指定緊急避難場所」として指定しており、市ホームページや令和2年12月に全戸配布した洪水ハザードマップ（8頁「避難所について」）において周知しています。</p> <p>また、洪水ハザードマップで表示している「自主開設避難所」については、各区や地域で風水害時に自主的に開設する場所として、令和2年に各区や自主防災組織に対して照会を行った結果、把握した施設です。各区において、自主防災組織や住民相互での確認をお願いいたします。</p>
6	<p>指定避難所に次いで、各区のふれあい会館等を指定緊急避難場所に設定することが望ましいと考えます。現状、市の防災無線で避難指示を発令しても指定避難所へ避難する人が少ないのが実状です。パンデミック等避難所の過密抑制を考える場合、更に指定避難所への避難を躊躇うことが考えられます。</p> <p>全てのふれあい会館等の安全性を市で確認された上で、自主防災組織と話し合い、指定緊急避難場所への設定を進め、防災無線で避難の指示発令の際は、先ず、指定緊急避難場所への避難を発令されるべきと考えます。避難者受け入れに、避難場所を、もっと多く、身近に設定しておくべきと考えます。</p>	<p>現在、感染症対策として、密集を避けるための分散避難について検討することが新たな課題となっています。対策として、災害時には、その規模や状況に応じて、市の指定避難所への避難だけでなく、自宅の上階に避難する垂直避難、親戚・友人宅への避難、自動車での避難など、様々な避難方法や避難場所を、事前に検討していただくよう周知しています。</p> <p>また、No. 5の回答でも記載のとおり、区や自主防災組織で自主的に開設している避難所（ふれあい会館等）を「自主開設避難所」として位置付けているところです。</p>
7	<p>「避難所等の整備」が記載されていますが、住民数と各公民館・小学校の収容能力のチェックは十分でしょうか（パンデミック対策も含めて）。</p> <p>また、深夜に高齢者等避難や避難指示が発令された場合、小学校（廃校もある）の受け入れは大丈夫でしょうか。</p>	<p>避難所等の整備については、No. 6の回答でも記載のとおり、様々な避難方法と避難場所の確保が必要であり、これらの情報は「洪水ハザードマップ」でも周知しています。</p> <p>また、小学校等の教育施設を含めた指定避難所の開設、受入業務については、指定の市担当職員が従事することとなっています。</p> <p>なお、台風等の事前に予測できる災害の場合には、日中の明るいうちに指定避難所を開設することとしています。</p>
8	<p>「避難行動要支援者名簿の提供」の規程がありますが、市内全域での具体的な、名簿の提供等の実態を把握されているでしょうか。</p>	<p>避難行動要支援者の避難支援に関わる関係機関（消防機関、警察機関、区長）に毎年定期的に名簿を提供し、支援体制の整備を図っています。</p>

9	<p>一般災害対策編第2章第18節「水害予防計画」（62～63頁）に、水防法に基づく想定最大規模降雨による「洪水浸水想定区域」の指定と公表・通知等が記載されていますが、市のハザードマップでは、水深が理解し難いと共にハザードマップを見ない人も考えられます。洪水浸水想定区域の公共用地等に、「洪水の際は、ここまで水が来ますよ」という洪水発生時の浸水の深さが良く判るように、ポール等で表示すれば、住民の理解が得られ易いと考えます。</p>	<p>先般全戸配布した「洪水ハザードマップ」では、浸水深や指定避難所等を掲載しています。まずはそれをご活用ください。</p> <p>住民の避難行動を促すための効果的な方法については、過去の災害事例からの教訓や国・県・地域等の意見を参考としながら、今後もより良い方法を検討していきます。</p>
10	<p>一般災害対策編第3章第4節「ボランティア活動支援計画」（101～102頁）に、「市災害ボランティアセンターの活動」、「各種団体および民間組織との連携・協働」に関する規程がありますが、市のボランティアコーディネーターの体制は十分でしょうか。過去の大規模災害地における復旧活動での問題は、ボランティアが集まってもコーディネーター不足で、ボランティア活動が進まないことが指摘されています。意欲のある人達で、コーディネーターを育成するのも一策かと考えます。</p>	<p>災害時の「災害ボランティアセンター」の運営について、市は小浜ライオンズクラブや小浜市社会福祉協議会と協定を締結し、人員や資機材等の支援協力体制を整えています。</p> <p>しかし、大規模災害時には他自治体等からのボランティアの円滑な受け入れが課題となります。災害時の支援協力体制の構築に、引き続き取り組んでいきたいと思えます。</p>
11	<p>マイ・タイムラインからヒントを得て、我が家の避難計画カードを考えました。</p> <p>日頃家族で、何時、どういう時に、何処へ避難するかを話し合い、カードを作成し、毎年、自主防災組織に提出することを義務付けられないか、と考えました。</p> <p>我が家が安全であると判断される場合は、親族や知人等の避難場所として提供することとし、それを自主防災組織に届け出ます。</p> <p>自分（我が家）の命は自分（我が家）で守る「自助」の推進と、我が家が安全であると判断される場合は、親族や知人など他の人の避難を受け入れる「共助」の推進を目指す社会でありたいと思えます。</p>	<p>過去の災害事例から浮かび上がった教訓は、「逃げ遅れを防ぐため、地域の防災力を高め、迅速かつ確実な避難行動をとれるようにすること」です。住民の「自らの命は自らが守る（自助）」意識の重要性については、今回の改定においても位置付けたところです。</p> <p>ご提案いただいた「避難計画カード」の活用は、自助の意識の定着や、自主防災組織等の地域ぐるみでの防災活動（共助）の推進につながるものと思えます。</p> <p>本市としましても、「マイ・タイムライン」などの活用など、地域の防災意識を高めていくための情報提供や支援に引き続き取り組んでいきますので、ご理解ご協力をお願いいたします。</p>

12	<p>過去の大規模災害地では、マイカーの無残な流失残骸が多々見られます。また、流失するマイカーは、浸水区域で家屋への大きなダメージを与え、家屋流失にも繋がります。自主防災組織が主になって、行政区毎にマイカーの一時避難場所を設定しては如何かと考えます。具体的には、集落内で洪水浸水想定区域ではなく、且つ、土砂災害特別警戒区域ではない場所（空地等）に、区の自治会と土地所有者の話し合いで、マイカーの一時避難場所を設定する。</p> <p>また、マイカーの一時避難場所は、自主防災組織が「指定緊急避難場所」とすることも検討する（仮設トイレの設置が推奨される）。</p>	<p>ご意見のとおり、自動車は避難の手段となる一方で、流失した場合は家屋損壊の要因ともなります。</p> <p>例えば野代区では、車での避難を想定した自主開設避難所として「野代妙楽寺駐車場」を位置付けているように、各地域において自動車による避難の場所等についてご検討をお願いいたします。</p>
13	<p>パンデミック対策等もあり、国全体で自然災害に対する避難場所の設定の多様化を模索している状況です。公民館・小学校等の指定避難所の収容能力の課題が取り上げられ、具体的には家庭内避難も言われています。</p> <p>然し、各自が無届で家庭内避難を実行しては行政のリスク把握はできません。その対策として、</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 市内全行政区に自主防災組織を整備する ② 避難場所としての家庭内避難を規程化し、明確化する ③ 自主防災組織と住民の話し合いで、避難所へ避難する、自宅避難する等を明確化し、夫々の住民が、何処へ避難することが良いか、等を予め決めておく ④ 我が家の避難カードの届出等、各戸の自助・共助を明確化し、自主防災組織に届け出ること、自主防災組織のリーダーや区長は各戸の避難対応を把握する ⑤ 避難先としては、自宅、指定緊急避難場所、マイカー一時避難場所、指定避難所などが考えられる ⑥ 以上のように避難場所を多様化することを提案します。 	<p>避難方法と場所の多様化についてはこれまでの回答のとおりです。</p> <p>住民の方々のそれぞれの避難方法については、災害の種類や程度、状況に応じて判断いただくことになります。まずはご家庭単位で「マイ・タイムライン」を作成し、身の回りの災害リスクの把握をお願いいたします。さらに、行政区単位、自主防災組織単位で地域の「防災マップ」の作成に取り組むなど、個人・地域での避難方法の検討をお願いいたします。</p>

14	<p>一般災害対策編第3章第9節（126頁～）に「避難計画」が記載されています。132頁に「開設の報告、通報」として、「避難所箇所数、避難世帯数および人員数」の記載が見られ、135頁に「記録に関すること」で「職員の避難所勤務状況の記入」が見られますが、避難者の氏名の記録や市への報告に関する記載が見当たりません。自主防災組織に対して、避難者の氏名の把握と市への報告の義務付けが必要と感じます。</p>	<p>指定避難所における市の業務は134頁、135頁に位置付けられており、受付時の名簿の作成等詳細な事務内容については、市職員向けの「避難所開設マニュアル」において位置付けています。</p> <p>必要に応じて自主防災組織や行政区組織などと避難者の情報について連携を図るなどして、避難所の円滑な運営を行うことが重要であると考えています。</p>
15	<p>一般災害対策編第3章第10節「救出計画」（140頁）に「行方不明者の捜索」が記載されていますが、市内には、福井県若狭小浜ドローン協会で、ドローン操縦の研修を受け、国土交通省の認可を受けた操縦者の方が大勢居られると推測します。行方不明者の捜索活動にドローンを活用することのご検討を進められては如何かと考えます。</p>	<p>市と一般社団法人福井県ドローン協会は「災害時のドローン運用業務協定書」を締結しており、災害時には市からの要請に応じてドローンを活用した撮影等の支援を受けることとなっています。</p>

<p>16</p>	<p>地域防災計画の中で行政、多くの関連する機関や団体に対する任務や要請・要望が記されています。民生委員・児童委員、自治会、自主防災組織に関しても多くの記述を確認しましたが、残念ながらその構成員の多くまたはすべてが地域防災計画の存在やその中で自分たちが多くの対応を求められていることを理解しておりません。</p> <p>【例】</p> <p>①区長が避難誘導責任者と位置付けられているが区長にその認識がない</p> <p>②警察官や消防職員が具体誘導に当たるとされているが区長との連携をどのように行う</p> <p>③少数世帯の区と多数世帯の区ではその方法論など異なると考えるが、詳細不明</p> <p>もちろん地域防災計画の記述は知らなくても自分たちの任務として理解していることもあります。より計画の実効性を高めるために対象者・対象組織の地域防災計画を元にした教育訓練を実施いただきますようお願いいたします。</p> <p>【例】</p> <p>①区長：毎年4月全員</p> <p>②民生委員・児童委員：現委員全員、3年に一度の改選時新委員</p> <p>③自主防災組織：結成済み全組織、新規結成時都度</p>	<p>行政区（地域）によって世帯数の規模や地理的性格も異なることから、区（地域）の特性に応じた、防災体制づくりを進めていく必要があります。各区の自主防災組織を中心に、地域の「防災マップ」を作成するなど、検討を進めていただきたいと思います。市としましても、自主防災活動が円滑に行われるよう、各種支援を行っていきます。</p> <p>また、地域の防災力を高めていく上で、民生委員・児童委員、自治会、自主防災組織等の方々の役割は欠かすことができません。ご意見のとおり、地域防災計画の実効性を高めていくためには、各委員等の改選時期や会合等において、例えば地域防災計画上の位置づけや役割の説明、防災をテーマとした研修や出前講座、関連資料の配布等の実施を検討していきます。ご理解、ご協力のほどよろしくお願いいたします。</p>
-----------	--	---